

第 108 回調達価格等算定委員会

日時 令和 7 年 11 月 4 日（火） 14：27～14：57

場所 オンライン会議

1. 開会

○事務局

皆さまおそろいですので、ただ今から第 108 回調達価格等算定委員会を開催いたします。ご多忙にもかかわらずご出席くださりありがとうございます。オンライン開催での事務的留意点、第 107 回、先ほどの委員会で申し上げた点、引き続きよろしく願いをいたします。

それでは、秋元委員長に以後の議事進行をお願いいたします。

○秋元委員長

はい。それでは、先ほど第 107 回算定委を終わったところではございますが、第 108 回算定委員会議事に入りたいと思います。

まず、事務局より配布資料のご確認をお願いいたします。

○事務局

はい。事務局です。インターネット中継でご覧の皆さまは、経産省ホームページにアップロードしておりますファイルをご覧ください。配布資料一覧のとおり、議事次第、委員名簿、資料 1、今後の F I T / F I P 制度における価格算定のあり方について、参考資料 1、陸上風力第 5 回入札（令和 7 年度）及びバイオマス第 8 回入札（令和 7 年度）の結果についてをご用意しております。

○秋元委員長

ありがとうございます。本日の議事に入る前に、本日 11 月 4 日に陸上風力第 5 回、バイオマス第 8 回の入札結果が公表されましたので、こちらについてご説明を差し上げたいと思います。まず、事務局から参考資料 1 に基づきご説明をお願いいたします。

○事務局

はい。事務局です。参考資料 1 に基づきましてご説明いたします。

まず、陸上風力第 5 回入札（令和 7 年度）の結果についてですが、1 ポツに概要を記載

しております。対象設備は出力 50 kW以上の陸上風力、リプレースを除いております。入札（募集容量）が 900MWに、そして供給上限額 13 円/kWh というものでございました。

入札の結果です。入札参加資格審査のために提出された事業計画数は 16 件、入札件数の合計は 14 件、そして、それは、出力の合計としましては、65 万 kWということとなっております。

落札の結果、3 ポツですが、件数の合計は 14 件と、入札されたものについて、同様の出力の合計値として落札をされております。最低落札価格は 11 円/kWh、最高落札価格は 13 円/kWh、加重平均の落札価格は 11.96 円となっております。

4 ポツです。令和 7 年度の追加入札につきまして、規定に基づきまして、第 5 回入札の応札量が 1,200MWを下回っておりますため追加入札は行いません。

続きまして、バイオマス第 8 回入札の結果です。バイオマス第 8 回入札の概要になりますが、対象設備は一般木材等バイオマス、出力が 1 万 kW以上のものに限る、または、バイオマスの液体燃料になりますが、出力が 50 kW以上のものに限っております。入札量（募集容量）は 30MW、供給上限額は 18.20 円/kWh、非公表により実施をしておりますが、開札後に公表することとされておりました。入札の結果、落札の結果、いずれも入札、落札はございませんでした。

事務局からは以上です。

○秋元委員長

ご説明をいただきましてありがとうございます。ただ今のご説明のうちバイオマス第 8 回入札については、第 104 回の委員会で上限価格の議論を行いましたので、この上限価格の決定に至った考え方についてご説明差し上げたいと思います。まず、この説明の位置付けについて、事務局より一言お願いいたします。

○事務局

はい。事務局です。バイオマス第 8 回入札につきましては、10 月 1 日に非公開で開催された第 104 回調達価格等算定委員会において、上限価格に関するご意見を取りまとめたいただきました。同月 24 日に行われました第 105 回調達価格等算定委員会の冒頭に、秋元委員長より、委員会が非公開とされた趣旨に基づき入札上限価格に関する議論を行ったことのみご説明いただき、上限価格の決定に至った考え方については、入札結果の公表後にご説明する旨のご発言がございました。入札結果については、参考資料 1 のとおり 11 月 4 日に公表がされましたので、秋元委員長より上限価格の決定に至った考え方についてご説明いただきます。

以上です。

○秋元委員長

ありがとうございます。それではご説明申し上げます。

第 104 回の委員会では、事業者間の競争性を確保しつつ費用効率的な水準での事業実施を促すため、バイオマス第 8 回入札の上限価格は、18.2 円/kWh とする意見を取りまとめました。

ご説明は以上でございますが、松村委員長代理より補足がございましたらお願いいたします。

○松村委員

いえ、補足して説明することはありません。ありがとうございました。

2. 議題

今後のFIT/FIP制度における価格設定のあり方について

○秋元委員長

ありがとうございます。それでは、本日の議事に入ります。

まず、事務局から資料 1 に基づきご説明をお願いいたします。

○事務局

はい。事務局です。資料 1、今後のFIT/FIP制度における価格設定のあり方についてご説明いたします。

2 ページ目です。本日ご議論いただきたい事項になります。10 月 24 日の本委員会において、自立化に向けた進捗状況とそれを踏まえた支援の在り方、そして価格設定の在り方についてご議論いただきました。本日の委員会では、10 月 31 日、11 月 4 日、それぞれ業界ヒアリングにおける各業界からのプレゼンテーションの内容も踏まえた上で、コストデータの上昇を価格に反映させる場合の対象およびその考え方、26 年度、27 年度における調達価格、基準価格の考え方についてご議論いただきたいと考えております。

3 ページ目です。10 月 24 日の本委員会における主な論点を改めて掲載しております。赤囲みの部分が価格算定の在り方、本日の議題に関係する部分です。

4 ページ目です。10 月 24 日の委員会におきまして、委員の皆さまからご議論をいただいた主なポイントを記載しております。

FIT/FIP制度における前提として、効率的に事業が実施される場合に通常要すると認められる費用等を基礎とし、適正な利潤、その他事情を勘案して定めるというのが本委員会のミッションではないかと。そのミッションを理解しながら何ができるか、何をすべきかを考えていくべきではないかという点。そして、自立化という観点から、自立化を目指す制度だということが大前提であると。最終的に、制度による支援がなくとも再投資していくことができる電源を育てていく制度だということを確認しながら進めていくべき

と、この方針を堅持すべきという点をご議論をいただいております。

コストデータの上昇を価格に反映させる場合の考え方ですが、他の電源も含めてコスト増となっている中、適切にコスト増を価格に反映することが、社会構成上、重要ではないかと。物価上昇に対しては、基本的に対応するという事ではないかと。インフレを考慮した形で現状維持、引き上げとはどういう状況なのかと、名目だけではなく実質の数字についても考えながら状況を見ていく必要が大事だという点をご議論いただいております。

また、自立化水準の考え方という点について、最終的な水準というところでは、名目値では変わり得るということ認識しなければならないと。また、さまざまな価値、いろいろな価値のある調整力を出せる電源であればコストが上がっても自立化が可能であると。それが見通せるということであれば、自立化という前提の中でのFIT/FIP制度における支援の対象とはなり得るという点。

また、地域共生については、足元、非常に問題が顕在化している中でどう考えていくのか、認識を持ちながら検討していく対応が必要だという点をご指摘いただいております。

改めて、本日、価格に関する論点ということで、5ページ目以降、記載をしております。上から3つのポツについては、これまで申し上げた点と重複をします。

4つ目のポツからですが、他方で、第105回の委員会におきまして、コストダウンが着実に進展しているという電源ということで、太陽光発電、陸上風力発電ということ捉えておりました。この太陽光・陸上風力発電以外の電源について、将来に向けた自立化の具体的な道筋、コストの中長期的な見通しを確認した上で、その支援の在り方を検討していくということについて議論がなされてございます。これらの電源について、コストデータの上昇の価格等への反映を行うに当たっては、上記①自立化に向けた取り組みがなされているかという点について、確認を継続して行っていくことが重要ではないかと考えております。

こうした観点から、本日も業界のヒアリングを行いました。今後とも行う各業界からのヒアリング等の機会においても、自立化に向けた取り組み状況や業界としてのコミットメントについて、引き続き本委員会への報告を求めるとしてはどうかと考えております。

電源ごとの主な位置付けということで、10月24日の委員会で議論がされた各電源ごとの整理については、改めて6ページ目に掲載をしております。

続きまして、論点の②ということで7ページ目、26年度、27年度における価格の考え方についてです。再エネ導入の促進を図るという観点から、再エネ発電事業者の皆さまには、認定の時期を遅らせるというようなインセンティブが働かないようにするため、コストデータの上昇を、価格への反映を行った上で、既に設定をしております26年度、27年度の価格等を上回る場合におきましては、26年度、27年度の価格等を改めて設定することが考えられます。この場合、既に設定された価格との関係が論点となりますが、この点について、①から③のとおり確認してはどうかということで論点を提起しております。

まず①です。再エネ特措法上の位置付けになりますが、価格につきましては、原則として年度ごとに経産大臣が定めて告示をしなければならないということとされておりますが、条文のただし書きにおきまして、再エネの供給量の状況等を勘案し、必要があると認める時は、半期ごとに当該半期の開始前に価格を定めることができるとされております。これは、法制定時の国会審議等を踏まえた規定となっておりますが、年度当初に想定していなかったような急激な状況の変化が生じた場合には、年度の途中で下期の価格を改めて設定することができる旨を定めた規定であるというふうに解釈がされております。

②です。再エネ特措法上の再エネの供給量の状況等を勘案し、必要があると認める時は、複数年度の価格の設定ができるとされておりますが、これらの規定に基づき複数年度の価格の設定を行った場合についても、先ほども申し上げたただし書きの趣旨を踏まえて、同様に、今後のFIT/FIP認定を行う案件の調達価格、基準価格等を改めて設定することができるというふうに解されております。

③です。こうした考え方にに基づき、規定の適用については、厳格に解していくということが必要であります。コストの上昇の反映がインフレ下においても、特にその影響を受ける電源に対する投資が進むようにすることを目的とした措置であり、事業者にとっては投資促進の効果があること、仮に26年度、27年度の価格を再設定しない場合、コストデータの上昇を反映させた価格等で支援を受けるために、認定を27年度、28年度以降に遅らせる事態が発生し、再エネ導入拡大を滞らせる恐れがあることなどを、総合的に勘案をしまして、コストデータの上昇を、価格への反映を行った上で、当該価格が既に設定しております26年度、27年度の価格等を上回る場合には、26年度、27年度の価格等を改めて設定することが妥当と考えられると、この点を論点の2つ目として提起をさせていただいております。

事務局からの説明は以上です。

○秋元委員長

ご説明いただきましてありがとうございました。それでは、事務局からの説明を踏まえてご議論をいただければと思います。ご意見やご質問等がございましたらご発言をお願いしたいと思いますが、いつもながらで申し訳ございませんが、名簿順でということで行きたいと思います。安藤委員、いつもながら申し訳ございませんが、先陣を切っていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○安藤委員

はい。安藤です。よろしくお願いいたします。

まず資料1、ご説明ありがとうございました。この考え方として、今、表示されておりますが、この論点2について、あらかじめ設定したものを、一度決めたものを変えるのかといった考え方がある一方、今ご説明いただいたように、ここを変えずに設定したものと、

事業者としては 2028 まで待ったほうが得になる、26、27 には動かないといったことが見込まれるといったことで、このような方針で改めて設定するといったことに賛同します。

私からは以上です。

○秋元委員長

ありがとうございました。続きまして岩船委員、よろしくお願いします。

○岩船委員

はい。私も基本的に、インフレによるコスト上昇というのは、何らか反映していく必要があるということで、今回の整理に違和感はありません。ただ、何度か事業者さんのヒアリングの間にもご意見があったように、インフレによるコスト上昇というのは、それぞれの電源単体だけではなくて、他の電源の建設コストですとか、燃料価格や市場価格にも本来インパクトがあるはずだということなので、その辺りのバランスを見つつ適正な見直しを進めていただければと思いました。

それから、あとは単体の電源が、前よりもコストがかかるという話はもちろん分かるんですけれども、最終的には、他の電源に比べてその電源がどういう価値を持っているかというのが重要で、どこを進めていかななくてはいけないのかという視点も重要だと思いますので、電源を横並びで整理していただく。足元のコスト、将来のコスト、あとは脱炭素としての価値、そして、さらにバイオマスの森林管理みたいなものと別のインセンティブ、そういった整理も併せてお願いできればと思いました。その上で、環境価値を含めて将来的に化石の電源と競合できればいいわけなのであって、もう少しそういう全体像を眺めながら議論を進めるべきかなと思いました。

以上です。

○秋元委員長

ありがとうございました。続きまして大石委員、お願いできますか。

○大石委員

はい。ありがとうございます。私も今回の事務局の取りまとめ、論点 2 のところにおいて、コストデータを基に反映させるということについては、この状況であれば致し方ないのかなと思っておりますので、賛成いたします。

ただ、論点 1 のところにもあります自立化に向けた取り組みがなされているかどうかというところ、今回も事業者ヒアリングでいろいろお話をお聞きしましたが、なかなか電源ごとに差があるなど感じたのと同時に、例えば地熱発電については、ちょうどヒアリングされた同じ日でしたか、ニュースで拝見しました次世代型の地熱発電推進官民協議会というのが開催されて、これは、国全体として取り組んでいく動きがあるということで、また、

これと調達価格等算定委員会との兼ね合いというのは、どう考えたらいいのかも少し感じるところです。やはり電源ごとの見極めというのは今後も必要なのかなと思いましたので、感想として申し上げました。

以上です。

○秋元委員長

ありがとうございました。続きまして松村委員、よろしくをお願いします。

○松村委員

はい。松村です。聞こえますか。

○秋元委員長

はい。聞こえています。

○松村委員

発言します。事務局の提案は、全て合理的だと思うので支持します。既に決めた上限価格のスケジュールを変えるのは、弊害もあるけれども、変えないことの弊害もあり、変えないことの弊害がより大きいことを慎重に判断した結果だと思います。妥当な判断だと思います。

また、ずっとヒアリングの際にも同じことを繰り返し言って申し訳ないのですが、それから、岩船委員がご指摘の点も同じ点だと思うのですが、自立化が可能かどうかという議論と、少なくとも一般的なインフレは関係ないと思っています。それは他電源でもある意味、電気のコストが上がるのは同じなのだから、単純に自立化可能なコストの水準が切り上がると思います。そこが切り上がれば、途中の調達価格が上がることになったとしても不自然ではない。もちろんコストを積み上げれば必然的にそうなると思いますが、そうなるのはごく自然な対応だと思います。

一方で、自立可能かどうかの見極めが、今まで以上に重要になると思います。この点については、当然、個別性が高いので、個別ごとに議論していくことになると思います。

以上です。

○秋元委員長

ありがとうございました。それでは、委員として秋元のほうからも一言だけ申し上げたいと思います。

私も今回の事務局の案について、全て賛成です。その上で、これまでの事業者ヒアリング等でも申し上げてきましたけれども、少し繰り返しになりますが、申し上げておきたいと思いますが、基本的には、物価変動等に関しては、全ての電源に対して考慮をして反映

していくということが重要だと思っています。

他方で、調達価格という視点でいくと、自立化すれば除外していかなければいけないと思いますし、逆に、自立化できる見通しが全く立たない電源も除外していく必要があるというふうに思っていますので、そういう視点の中でどう自立化していくのかということは、電源ごとに見極めていくということは、必要かなというふうに思います。

先ほど言い忘れましたけれども、物価変動に関して調整したとしても、全体の電力コストは、他の電源も含めて上がっていくというのは、他の委員もおっしゃっていましたけれども、そういう視点の中で、国民負担を必ずしも増やすわけでもないという視点もあると思いますので、物価上昇について調整したからといって、イコール国民負担が増えるというものでもないというふうに理解していますので、その辺りも踏まえて対応が必要かなと思います。

その上で、岩船委員もおっしゃったことと一緒になんですけれども、いろいろ自立化の中でも価値というものはたくさんあって、そういった価値も含めて、それぞれの電源が自立化し得るようなものかどうかという問題があり、他方で、調達価格で手当てができる部分というのは限られている部分もございますので、一方で、調達価格だけでは価値を評価できない部分はあるわけで、それも含めて自立化という判断はした上で、どう手当てをしていくのかということが重要かなというふうに思っています。

あとは、ずっとここに来て地域共生の問題が再エネ、とりわけ太陽光や陸上風力においては重要視されてきていますので、この辺りをどう考えていくのかということは、調達価格そのものではないと思っていますけれども、とても重要な点であるというふうには思っています。これも広義でいくと、全体の価値、ネガティブな価値ということでもあるかもしれませんが、トータルとしての価値をどう評価していくのかという視点として持っておく必要があるかなというふうに思いました。

私からは以上ですが、一回、もし事務局から、以上、委員からの意見を踏まえて何かご回答があればお願いしたいと思います。

○事務局

はい。事務局です。委員の皆さま、ありがとうございます。全てのコメントを承りました。以後の審議に踏まえて対応していきたいと考えております。

1点、大石委員から地熱に関してご質問をいただきました。次世代型地熱ということで、まだ実用化には至っておりませんが、蒸気だまりがなくても、どこでも穴を掘って水を流して、それをクローズドに流して熱を取り出すという技術や、より深い地中から熱を取り出すなど、地熱を、大きなポテンシャルを広げていく次世代型地熱についての研究開発、実証の取り組みということを進めております。実用化という意味では、再エネ特措法に基づく買い取りというところにはまだ、まだまだ時間がかかるかと思いますが、こうした研究開発、未来の技術についての取り組みも併せて進めているという状況でございます。ま

た、地熱の回などで関係情報として補足も申し上げたいと思っております。

事務局からは以上です。

○秋元委員長

ありがとうございました。委員から追加でご質問、ご意見等ございましたらよろしくお願ひします。よろしゅうございますか。それでは、以上とさせていただきますと思います。

本日は、大変ご熱心なご議論をいただきましてありがとうございました。少し議論をまとめておきたいと思いますが、まず全体として、事務局資料に記載いただいた方向性で議論を進めていくということに関して、異論なくて皆さん賛成ということだったというふう

に理解しております。あと、コストデータの上昇の調達価格と基準価格等への反映を行うに当たっては、太陽光および陸上風力以外の電源については、自立化の取り組み状況の確認を継続して行うこととして、確認を行った後に適切に反映を行うということとしていきたいということだと思っております。各業界におかれては、電源ごとの特性に応じた自立化に向けた具体的な道筋について引き続きご検討いただき、今後の算定委員会における業界ヒアリングの場でもまた報告をいただきたいというふうに思います。

事務局におかれては、太陽光および陸上風力について、次回以降の本委員会において、コストデータの上昇が特に効率的に実施されている場合においても生じているものなのかどうか、コストデータの分析結果をお示しいただくようお願いしたいと思います。

なお、第 105 回でのご議論や、第 106 回、第 107 回での業界ヒアリングを踏まえても、自立化に加えて地域共生に関する論点は、非常に重要なことが確認されたと理解しております。地域共生の課題に対する具体策については、本委員会の審議事項ではございませんが、そうはいうものの、それも踏まえて今年度の本委員会においては、こうした地域共生に関する動向等を踏まえて支援の在り方を検討していく必要があるかと思っております。そういう意味で、それも踏まえて支援の在り方を検討していく方向で、事務局において検討を深めていただければというふうに思いました。

以上ですが、なお、次回以降の委員会では、各電源について、本日のご議論いただいた内容に基づき、事務局から提示いただくコストデータなどを踏まえながらさらに議論を深めていきたいと思いますが、ご異論ございませんでしょうか。

○安藤委員

異論ありません。

○秋元委員長

ありがとうございます。それでは、そういうことにさせていただきますと思います。

最後に、事務局より次回開催について、一言お願いいたします。

○事務局

はい。事務局です。次回委員会については、日程が決まり次第、経産省ホームページでお知らせいたします。

3. 閉会

○秋元委員長

それでは、以上をもちまして第 108 回調達価格等算定委員会を閉会いたします。ありがとうございました。